

発 明 等 (商 標) 届 出 書

令和 年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

下記の商標を考案しましたので、国立大学法人熊本大学職務発明等規則第 4 条の規定に基づき届け出ます。

代表者

所属部局名 (内線・E-Mail)	職名	氏名
(XXXX・●●@kumamoto-u.ac.jp)		

A. 登録する商標の名称等

呼称 (ヨミも付記)	文字、図形、記号
登録の目的	
商標等を使用するサービス・物など	
商標等の使用状況・ 使用予定/ 想定される使用方法	<input type="checkbox"/> 使用中：(いつから使用しているか) (使用状況：) <input type="checkbox"/> 使用予定有：令和 年 月頃 (使用予定：)

B. 商標出願手続きに関する情報 ※記入もしくは該当する箇所にチェックを入れてください。

出願人予定 ※ 熊本大学関係者は所属部局及び職位を記入	採択者名	印 ※電子印可	貢献度 (%)	持分 (%)
—	—	代表者		
熊本大学				
学外機関 ()				
出願及び登録等に使用する 費用の出所	<input type="checkbox"/> 学内 <input type="checkbox"/> 研究開発戦略本部 <input type="checkbox"/> 所属する部局 (部局名：) (<input type="checkbox"/> 了承済み・ <input type="checkbox"/> 調整中) <input type="checkbox"/> 学外 (機関名：)			
類似商標の調査結果 (調査した場合は記入)				
その他特記事項				

発明等の種別：商標

1

整理 No :

譲 渡 証 書

令和 年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

所属・職 :

氏 名 :

⑩

(ふりがな)

(英語表記)

E-mail :

下記の発明等に係る知的財産権を貴学に譲渡したことに相違ありません。

なお、本書添付の国立大学法人熊本大学職務発明等規則を遵守し、特に第15条に定めた秘密の保持には留意し、また本書添付の国立大学法人熊本大学の職員等の職務発明等に対する補償金細則を遵守し、そこに定めた補償金を超えて請求いたしません。

記

発明等(商標)の名称:

整理番号 :

届出年月日 : 令和 年 月 日

以上

★本発明等届出書作成上の注意

1. 本ページは提出時に削除して下さい。
2. チェックボックスは、ワード 2007 以降をお使いであればボックスをクリックすることで ON-OFF できます。旧バージョン等のご利用でチェック出来ない場合は■で該当箇所を上書きして下さい。
3. 図表は別紙にまとめ、指定字数にご配慮いただき可能な限り 3 ページに収めて下さい。
4. 記入のフォントサイズは 10 ポイントとして下さい。
5. 本文はモノクロとなりますので、強調等はアンダーラインか太字をお願いします。
6. 本技術をわかりやすく説明する図表と、本技術が優れていることを示す図表を別紙として添付して下さい。ファイル形式は Word, Excel, PowerPoint, PDF, JPG でお願い致します。カラー可です。

★届出に当たってのお願い

※知的財産審査委員会は、原則、毎月第 3 週のいずれかの日に開催されます。届出後のヒアリングと調査には少なくとも 2 週間を要しますので、発明等届出書は当該月の第 1 週の月曜日までにご提出下さい。ただし、審査を急ぐ必要がある場合は、別途ご連絡下さい。

※企業や他機関との共同出願における調整や交渉は担当 U R A が行いますので、**相手方の連絡先をお知らせください。**

※大学商標の企業への権利譲渡や実施条件、ロイヤリティについては知的財産審査委員会の承認が必要です。

※企業への譲渡を前提とした個人での事前交渉等、企業への利益供与と見なされる行為は規則に反することになりますので、十分にご注意下さい。

★審査の流れ

1. 本発明等届出書に記入し、sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp 宛てにご送信下さい。
2. 当該知的財産審査委員会開催日までに全ての発明者が捺印した印刷体を学内便で「熊本創生推進機構イノベーション推進部門」宛てに、もしくは発明者の電子印が入ったデータを下記メールアドレス宛てにお送り下さい。
3. 担当 U R A が商標出願に関する詳細についてのヒアリングを行います。
4. 同時に先行技術の調査を行い、新規性・進歩性の調査を行います。
5. 知的財産審査委員会にて、担当 U R A が審査委員に対し説明を行い、大学帰属とするかを審議します。
6. 大学帰属となった場合、商標出願を行うための明細書を弁理士に相談の上作成しますので、発明者は必要となる情報をご提供下さい。
7. 個人帰属となった場合、個人の財産として自由に出願・譲渡等が可能となります。(この場合、私費のみとなり、校費・寄附金等の学内研究予算を原資とすることはできません。)

★問い合わせ先

本発明等届出書の記入方法、知財の取扱い、企業との交渉等、ご不明点があれば下記にお問い合わせ下さい。

メールアドレス : sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp

電話 : 096-342-3145